

集団検診は「完全予約制」で実施します

集団検診（10月）の予約を受け付けます



村では、10月に実施する集団検診の予約を受け付けます。予約の際は受診券が必要になります。お手元に受診券がない方は、予約開始前に保健センターへご連絡ください。※10月の集団検診では、胃がん検診を実施しませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】▽がん検診等に関すること…保健センター（☎282-2797）▽特定健康診査・後期高齢者健康診査に関すること…保険課医療保険担当（☎282-1711 内線1171・1175）

日程等▼

期日	受付時間
10月4日(金)	① 9:30 ~ 9:45
10月5日(土)	② 10:00 ~ 10:15
10月8日(火)	③ 10:30 ~ 10:45
10月9日(水)	④ 11:00 ~ 11:15
10月10日(木)	⑤ 13:00 ~ 13:15
10月28日(月)	⑥ 13:30 ~ 13:45
10月29日(火)	⑦ 14:00 ~ 14:15
10月30日(水)	⑧ 14:30 ~ 14:45
10月31日(木)	

場所▼保健センター

費用▼無料

その他▼▽検診当日に村に住民登録がない方は、受診できません。▽社会保険に加入している方が村で特定健康診査の受診を希望する場合は、加入している健康保険組合が発行する「特定健康診査受診券」が必要です。▽体調が優れない場合は、受診をお控えください。▽総合福祉センター「絆」では、土・日曜日、祝日を除き、地域を回る送迎バスを運行しています。バスのルートや運行状況など詳細は、東海村社会福祉協議会（☎282-2804）へお問い合わせください。

検診項目▼▽下表の項目から、希望する検診を選択してください。▽特定健診や後期高齢者健康診査の検査項目に胸部レントゲンは含まれていません。集団検診で胸部レントゲンを希望する方は、肺がん・結核検診を申し込みください。▽大腸がん検診のみを希望する方は、予約の必要はありません。検診日の受付時間内に、検体と受診券を保健センターへお持ちください。

	検診項目	対象
基本健診	特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方
	ヤング健診	18歳～39歳の方
がん検診	肺がん・結核検診	40歳以上の方
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50歳～79歳の男性
	ウイルス肝炎検査	18歳以上で、村の検診でウイルス肝炎検査を受けたことがない方

■ 集団検診の申し込みは、電話またはインターネットで！

「検診予約専用コールセンター」または「検診予約専用サイト」で申し込みください。※▽検診の予約は先着順です。定員となり次第、受け付けを終了します。▽予約受付日以降で予約に空きがある場合は、保健センターで予約を受け付けます。9月10日(火)以降に保健センターへお問い合わせください。

▽電話による予約は…

「検診予約専用コールセンター」へ

☎ 0570-041-172

受付日▼9月5日(木)・6日(金)

受付時間▼午前9時～午後6時

▽インターネットによる予約は…

「検診予約専用サイト」へ

受付日時▼9月5日(木)午前7時30分～9月6日(金)午後11時59分

※▽受付期間内は、24時間予約が可能です。▽「検診予約専用サイト」は、受診券に掲載している二次元コードからアクセスしてください。

「特定健診」は年に一度、無料で受診できます！

■ 重症化の恐れも！ 生活習慣病は、自覚症状がないまま進行することがあります

生活習慣病は、不規則な食生活や運動不足といった日頃の生活習慣などが原因で、動脈硬化などが進行して起こる病気です。自覚症状がないまま進行することがあるため、体調不良などに気付いたときには、病状が悪化してしまっている場合があります。

生活習慣病が重症化すると、本人や家族の心身の負担が大きくなり生活の質が損なわれるほか、医療費も高額になってしまいます。

定期的に健診を受けて早い段階で“病気の芽”を発見することが、重症化の予防とともに、医療費の削減にもつながります。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1171)

早期発見が
大切です！



■ 元気で長生きするために… 年に一度は特定健診の受診を！

特定健診は国が定めた健診で、メタボリックシンドロームをはじめ、高血圧症や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐことを目的とした健診です。村の集団検診などで受診できます(下記参照)。



対象▼東海村国民健康保険の加入者で40歳～74歳(健診受診日現在)の方 ※▽医療機関で治療中の方も対象となります。▽受診券は4月下旬に郵送済み(年度途中での国保加入者へは別途郵送)です。

費用▼無料

■ 特定健診の受診はお済みですか？ 自分に合った方法で受診しましょう

特定健診は、次の5つのいずれかの方法で受診できます。※③・④・⑤については、特定健診を受診したと見なされます。

① 村の集団検診会場で受診する

村の集団検診は、完全予約制で実施しています(右ページ参照)。受診を希望する方は、特定健診受診券に同封のチラシをご覧の上、申し込みください。



② 村内および県内の指定医療機関で受診する

特定健診受診券に同封の指定医療機関一覧表をご覧の上、各医療機関へ申し込みください。

受診期間▼令和7年1月31日(金)まで

③ 診療情報提供事業に協力する

通院中の方が治療のために行った検査が特定健診の基本項目を満たしている場合、受診したとみなすことができます。主治医にご相談ください。

④ 人間ドックを受診する

費用補助を受けることができますので、受診を希望する指定医療機関へ予約後、保険課(役場行政棟1階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、「補助金交付決定通知書」をお受け取りください。また、受診券は保険課へご返却ください。※指定医療機関については「すこやかチャレンジ！健康カレンダー」または、村公式ホームページをご覧ください。



▲村公式HP

補助金申請受付期間▼受診日のおおむね1か月前から令和7年3月7日(金)まで ※必ず受診前に申請してください。

⑤ 職場での健診を受診する

職場での健診を受診後、健診結果をお持ちの上、保険課へお越しください。